

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

一	道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（第一条関係）	．．．．．	1
二	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	．．．．．	4
三	首都圏整備法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）（第三条関係）	．．．．．	5
四	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（第三条関係）	．．．．．	6
五	大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第三条関係）	．．．．．	7
六	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第三条関係）	．．．．．	8
七	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）	．．．．．	
	（第三条関係）	．．．．．	9
八	道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（第四条関係）	．．．．．	10
九	自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和三十四年政令第三百二十号）（第五条関係）	．．．．．	11
十	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（第六条関係）	．．．．．	12
十一	登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（第七条関係）	．．．．．	13
十二	自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（第八条関係）	．．．．．	14

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

○道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（旅客自動車運送事業に関する権限の委任） 第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一 法第四条第一項の規定による事業の許可（当該事業に係る路線が国土交通省令で定める地方的な路線の基準に該当するもの（以下「地方路線」という。）である場合又は当該事業が路線を定めて行うものの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合に限る。） 二 法第九条第一項の規定による運賃又は料金の上限の設定又は変更の認可であつて、次に掲げるもの イゝハ （略） ニ イからハまでに掲げるものの以外の運賃の上限の設定又は変更に関するもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。） ホ （略） 三 法第九条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの又は同条第四項若しくは第五項の規定による届出の受理 イ・ロ （略） 四 法第九条第六項の規定による運賃等又は運賃若しくは料金の変更の命令（前号に規定する届出に係るものに限る。） 五十三 （略） 十四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合	（旅客自動車運送事業に関する権限の委任） 第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一 法第四条第一項の規定による事業の許可（当該事業に係る路線が国土交通省令で定める地方的な路線の基準に該当するもの（以下「地方路線」という。）である場合に限る。） 二 法第九条第一項の規定による運賃又は料金の上限の設定又は変更の認可であつて、次に掲げるもの イゝハ （略） ニ イからハまでに掲げるものの以外の運賃の上限の設定又は変更に関するもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。） ホ （略） 三 法第九条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの又は同条第四項の規定による届出の受理 イ・ロ （略） 四 法第九条第五項の規定による運賃等又は料金の変更の命令（前号に規定する届出に係るものに限る。） 五十三 （略） 十四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合

又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

十五 (略)

十六 法第二十二條の二第五項の規定による安全統括管理者の選任又は解任に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

十七、二十 (略)

二十一 法第二十七條第二項の規定による命令（法第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

二十二 (略)

二十三 法第三十一條の規定による命令（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

二十四 法第三十五條第一項の規定による許可（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

二十五 法第三十六條第一項又は第二項の規定による認可（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

二十六 法第三十七條第一項の規定による認可（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

二十七 法第三十八條第一項又は第二項の規定による事業の休止又は廃止に係る届出の受理

二十八 (略)

二十九 法第四十條の規定による輸送施設の使用の停止の命令又は事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

三十 法第四十一條第一項の規定による命令であつて次に掲げるもの並びに同項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録

に限る。）

十五 (略)

十六 法第二十二條の二第五項の規定による安全統括管理者の選任又は解任に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

十七、二十 (略)

二十一 法第二十七條第二項の規定による命令（法第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

二十二 (略)

二十三 法第三十一條の規定による命令（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

二十四 法第三十五條第一項の規定による許可（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

二十五 法第三十六條第一項又は第二項の規定による認可（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

二十六 法第三十七條第一項の規定による認可（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

二十七 法第三十八條第二項の規定による事業の休止又は廃止に係る届出の受理

二十八 (略)

二十九 法第四十條の規定による輸送施設の使用の停止の命令又は事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

三十 法第四十一條第一項の規定による命令であつて次に掲げるもの並びに同項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録

番号標の領置

イ (略)

ロ 事業の停止の命令をした場合に係るもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

三十一・三十二 (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一〇三 (略)

四 一般乗合旅客自動車運送事業（当該事業に係る路線が地方路線であるもの及び不定路線事業を除く。）を経営する法人に係る合併又は分割の認可

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第十五条第一項の規定による事業計画の変更の認可（路線の新設、営業区域の変更及び専用自動車道に関するものを除く。）又は同条第三項若しくは第四項に規定する事業計画の変更に係る届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理

二〇八 (略)

番号標の領置

イ (略)

ロ 事業の停止の命令をした場合に係るもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

三十一・三十二 (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一〇三 (略)

四 一般乗合旅客自動車運送事業（当該事業に係る路線が地方路線であるものを除く。）を経営する法人に係る合併又は分割の認可

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第十五条第一項の規定による事業計画の変更の認可（一般乗合旅客自動車運送事業に関するものうち次に掲げるものの、営業区域の変更及び専用自動車道に関するものを除く。）又は同条第三項若しくは第四項に規定する事業計画の変更に係る届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理

イ 路線の新設に関するもの

ロ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更に関するもの

ハ 停留所の新設又は廃止に関するもの

二〇八 (略)

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（道路運送法の適用を除外される自動車） 第百五十六条 法第百十三条に規定する自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる道路運送法の規定について、それぞれ当該下欄に掲げる自動車とする。				（道路運送法の適用を除外される自動車） 第百五十六条 法第百十三条に規定する自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる道路運送法の規定について、それぞれ当該下欄に掲げる自動車とする。			
規定	第九十四条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車	(略)	規定	第七十八条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する貨物自動車	(略)
		適用を除外される自動車	(略)			適用を除外される自動車	(略)
		陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車	(略)			陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車	(略)

改 正 案	現 行
（交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲） 第七条 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。 一 三 （略） 四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の路線のうち主要なものの路線網に関する事項 五 （略）	（交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲） 第七条 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。 一 三 （略） 四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の路線のうち主要なものの路線網に関する事項 五 （略）

改 正 案	現 行
（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。 一〇五（略） 六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（<u>路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。</u>）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物 七〇二十九（略）	（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。 一〇五（略） 六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物 七〇二十九（略）

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。 一〇十一 （略） 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。） 十三〇二十三 （略）	（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。 一〇十一 （略） 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業 十三〇二十三 （略）

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一〜十一 （略） 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。） 十三〜二十四 （略）	（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一〜十一 （略） 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業 十三〜二十四 （略）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十一 （略） 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。） 十三～二十四 （略）	（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十一 （略） 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 十三～二十四 （略）

改 正 案	現 行
（法第二条の政令で定める道路及び事業） 第一条（略） 2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 特定自動車（窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車として国土交通大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。）の購入又は特定自動車以外の自動車を特定自動車とするための改良であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）<u>第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）を經營する者その他</u>国土交通大臣が定める者による旅客又は貨物の運送の用に供するた<u>めに行うものに対して助成を行う事業</u> 二〇八（略） 九 一般乗合旅客自動車運送事業でその路線の全部又は一部が高速自動車国道又は自動車専用道路であるものの用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業 十〇十五（略）	（法第二条の政令で定める道路及び事業） 第一条（略） 2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 特定自動車（窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車として国土交通大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。）の購入又は特定自動車以外の自動車を特定自動車とするための改良であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）<u>第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他</u>国土交通大臣が定める者による旅客又は貨物の運送の用に供するために<u>行うものに対して助成を行う事業</u> 二〇八（略） 九 道路運送法<u>第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（第十二号において単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）でその路線の全部又は一部が高速自動車国道又は自動車専用道路であるものの用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業</u> 十〇十五（略）

○自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和三十四年政令第三百二十号）（第五条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この政令で「自動車」とは、一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。次条において同じ。）又は一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の事業用自動車をいう。 2・3 （略）	（定義） 第一条 この政令で「自動車」とは、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の事業用自動車をいう。 2・3 （略）

改 正 案	現 行
（路線バス等の範囲） 第十条 法第二十条の二第一項の政令で定める自動車は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）<u>第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車、法第七十一条第二号の三に規定する通学通園バスその他人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車</u>で当該道路におけるその通行の円滑を図ることが特に必要であると認めて公安委員会が指定したものであるとする。 （座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除） 第二十六条の三の二（略） 2・3（略） 4 法第七十一条の三第四項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。 一 六（略） 七 道路運送法第七十八条第二号又は第三号に掲げる場合に該当して人の運送の用に供される自動車（特定の者の需要に応じて運送の用に供されるものを除く。）の運転者が当該運送のため幼児を乗車させるとき。 八（略）	（路線バス等の範囲） 第十条 法第二十条の二第一項の政令で定める自動車は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）<u>第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車、法第七十一条第二号の三に規定する通学通園バスその他人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車</u>で当該道路におけるその通行の円滑を図ることが特に必要であると認めて公安委員会が指定したものであるとする。 （座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除） 第二十六条の三の二（略） 2・3（略） 4 法第七十一条の三第四項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。 一 六（略） 七 道路運送法第八十条第一項ただし書の規定による許可を受けて人の運送の用に供される自動車（特定の者の需要に応じて運送の用に供されるものを除く。）の運転者が当該運送のため幼児を乗車させるとき。 八（略）

改 正 案	現 行
（自家用自動車の有償貸渡しの許可で課税しないものの範囲） 第二十条 法別表第一第二百二十六号に規定する政令で定める許可は、道路運送法第八十条第一項（有償貸渡し）の規定による許可で、試験研究のために同項の自家用自動車の貸渡しの事業を行うものとして同法第八十六条第一項（免許等の条件又は期限）の規定による期限が付されたものとする。	（自家用自動車の有償貸渡しの許可で課税しないものの範囲） 第二十条 法別表第一第二百二十六号に規定する政令で定める許可は、道路運送法第八十条第二項（有償運送の禁止及び賃貸の制限）の規定による許可で、試験研究のために同項の自家用自動車の貸渡しの事業を行うものとして同法第八十六条第一項（免許等の条件又は期限）の規定による期限が付されたものとする。

改 正 案

（営業の停止の基準）

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。

イ・ロ （略）

ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運転代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数

行 為			点 数
一 （略）			（略）
二 運転代行業務に関し道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項又は第七十八条の規定に違反する行為			三点
三〇六 （略）			（略）

二〇四 （略）

現 行

（営業の停止の基準）

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。

イ・ロ （略）

ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運転代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数

行 為			点 数
一 （略）			（略）
二 運転代行業務に関し道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定に違反する行為			三点
三〇六 （略）			（略）

二〇四 （略）

2

(略)

2

(略)